



SEKISUI HOUSE



第70回 定時株主総会招集ご通知

日時 2021年4月27日(火曜日)午前10時より
場所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

積水ハウス株式会社

証券コード 1928

目次

第70回 定時株主総会 招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3

[株主総会参考書類]

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役10名選任の件	6
第4号議案 監査役2名選任の件	19

[株主総会招集通知添付書類]

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	22
2. 会社の状況に関する事項	38

(ご参考)

当社のコーポレートガバナンス体制	47
政策保有株式に関する基本的な方針	49

連結計算書類

連結貸借対照表	50
連結損益計算書	51
連結株主資本等変動計算書	52

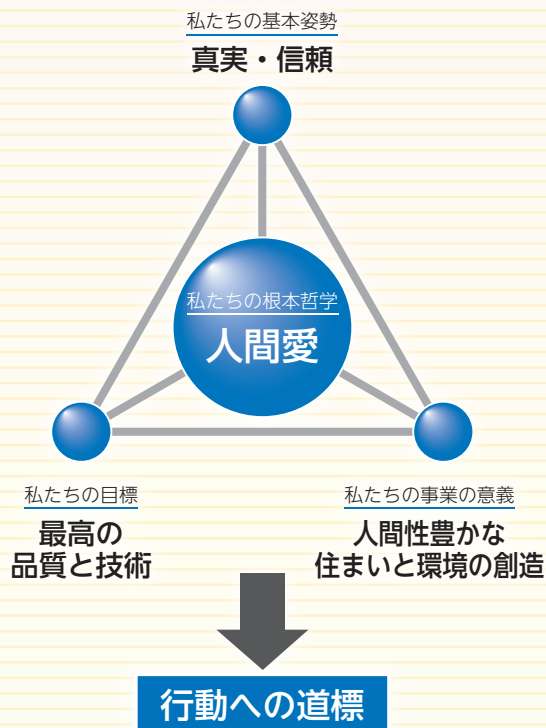
計算書類

貸借対照表	53
損益計算書	54
株主資本等変動計算書	55

連結計算書類に係る会計監査人の

監査報告書 謄本	56
会計監査人の監査報告書 謄本	58
監査役会の監査報告書 謄本	60

企業理念 (1989年1月制定)



当社グループの企業理念は、「人間は夫々かけがえのない貴重な存在である」という認識の下に、相手の幸せを願い、その喜びを我が喜びとする奉仕の心を以って何事も誠実に実践する事である」という「人間愛」を根本哲学としています。全従業員での討議を経て1989年1月に制定しました。

株主各位

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役会長 阿部 俊則

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年4月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

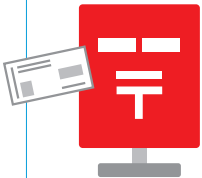
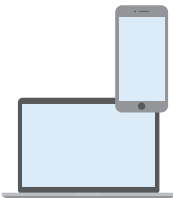
1 日 時	2021年4月27日（火曜日）午前10時より
2 場 所	大阪市北区大淀中一丁目1番20号 ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム ※なお、ローズルームが満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
3 目的事項	報告事項 (1) 第70期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 (2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

4 議決権の行使等についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、株主総会へのご出席によるほか、以下の2つの方法がございます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書 面	インターネット
 <p>行使期限： 2021年4月26日（月曜日） 午後6時到着分まで</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>行使期限： 2021年4月26日（月曜日） 午後6時入力完了分まで</p> <p>詳細は次ページをご覧ください。</p>

議決権行使を複数回行使された場合のお取り扱い

- ① 書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。
- ② インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。

- 事業報告の「新株予約権等の状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、**当社ウェブサイト**に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。
なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、**当社ウェブサイト**に掲載の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会の決議結果については、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限：2021年4月26日（月曜日）午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 議決権行使書はイメージです。
※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

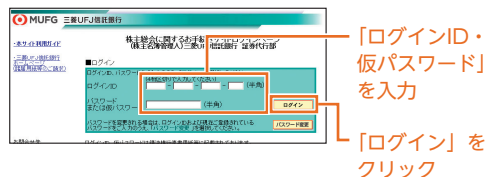
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

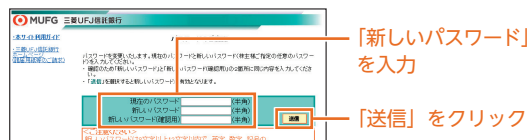
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、利益の状況及び配当政策を勘案致しまして、以下のとおり1株につき39円とさせていただきますたく存じます。(2020年9月30日に中間配当金として1株につき45円を支払済でありますので、当期の配当金は1株につき84円となります。)

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金39円 総額 26,562,993,249円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年4月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりと致したく存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 15,000,000,000円

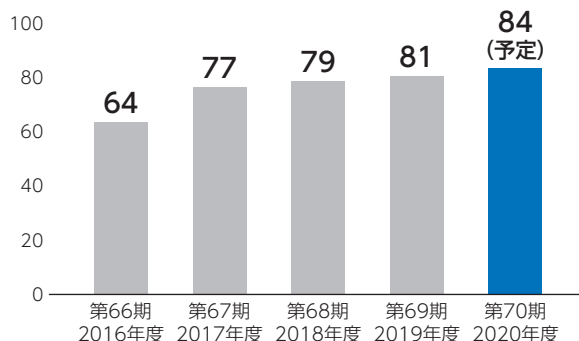
(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 15,000,000,000円

ご参考 利益配分に関する基本方針

当社は株主価値の最大化を経営における重要課題の一つと認識しており、持続的な事業成長による1株当たり利益の成長を図ることはもとより、各年度における利益又はキャッシュ・フローの状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、成長投資の推進と株主還元の充実を図ってまいります。中期的な平均配当性向を40%以上とするとともに、機動的な自己株式取得を実施することで株主価値向上に努めます。

1株当たり配当金の推移 単位：円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 業務執行に関する権限委譲を進めるとともに、取締役会における建設的な議論の推進と意思決定の迅速化を図り、適正なコーポレートガバナンス体制を維持するため、取締役の員数の上限を設定することとし、第19条（取締役の員数）を変更するものです。
- (2) 監査役会における情報共有の充実と機動的な監査活動を維持するため、また、取締役の員数の上限とのバランス等も考慮し、監査役の員数の上限を設定することとし、第28条（監査役の員数）を変更するものです。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第19条 当会社に取締役 <u>3名以上</u> を置く。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は <u>12名以内</u> とする。
(監査役の員数) 第28条 当会社に監査役 <u>3名以上</u> を置く。	(監査役の員数) 第28条 当会社の監査役は <u>7名以内</u> とする。

第3号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役12名全員が任期満了となります。

つきましては、独立社外取締役比率を高めることにより、取締役会の経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の 当社における地位	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況 (第70期)
1 再任	なか い よし ひろ 仲井 嘉浩	男性	代表取締役社長	5年	13/13回 (100%)
2 再任	ほり うち よう すけ 堀内 容介	男性	取締役 専務執行役員	5年	13/13回 (100%)
3 再任	にし だ くん べい 西田 勲平	男性	取締役 専務執行役員	7年	13/13回 (100%)
4 再任	た なか さとし 田中 聡	男性	社外取締役	1年	9/9回 (100%)
5 再任	み うら とし はる 三浦 敏治	男性	取締役 専務執行役員	3年	13/13回 (100%)
6 再任	いし い とおる 石井 徹	男性	取締役 専務執行役員	1年	9/9回 (100%)
7 再任 社外 独立役員	よし まる ゆ き こ 吉丸由紀子	女性	社外取締役	3年	13/13回 (100%)
8 再任 社外 独立役員	きた ざわ とし ふみ 北沢 利文	男性	社外取締役	1年	9/9回 (100%)
9 新任 社外 独立役員	なか じま よし み 中島 好美	女性	—	—	—
10 新任 社外 独立役員	たけ がわ けい こ 武川 恵子	女性	—	—	—

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

新任 新任取締役候補者

独立役員 (株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

特に期待する知識・経験・能力					
企業経営 経営戦略	国際事業 海外知見	財務戦略 ・会計	技術・品質 環境	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理 コンプライアンス
●		●		●	●
●		●		●	
●					●
●	●		●	●	●
●			●		●
●	●			●	
●	●			●	●
●	●	●		●	●
●	●	●		●	
			●	●	●

※ 各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

なか い よし ひろ
仲井 嘉浩

1965年4月30日生

■ 所有する当社の株式の数	43,280株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	13回/13回 (出席率100%)
■ 取締役在任年数(本定時株主総会最終時) 5年		■ 当社との特別の利害関係	なし



再任

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 当社入社
2014年4月 当社執行役員就任、経営企画部長委嘱
2016年4月 当社常務執行役員就任、経営企画・経理財務担当
2016年4月 当社取締役就任
2018年2月 当社代表取締役社長就任、現在に至る。

取締役候補者とする理由

経営企画部門において、その卓越した構想力を発揮し、住宅分野・非住宅分野の別なく、全国の営業拠点を巻き込んだ革新的な営業戦略・経営政策を多数実現してまいりました。2016年に取締役に就任、2018年より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営戦略・経営計画の策定・実行にあたり、中心的な役割を担っています。

特に、第4次中期経営計画2年目での社長就任以降は、企業理念を羅針盤として当社グループのベクトルを合わせることに注力し、コーポレートガバナンス体制の強化並びにESG経営を推進することにより、最終年度(2020年1月期)における過去最高の売上高、営業利益達成に貢献しました。

その強力なリーダーシップを活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

仲井嘉浩氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

ほり うち よう すけ
2 堀内 容介

1956年9月25日生



再任

■ 所有する当社の株式の数	21,500株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	13回/13回 (出席率100%)
■ 取締役在任年数(本定時株主総会最終時) 5年		■ 当社との特別の利害関係	なし

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 当社入社
 2012年4月 当社執行役員就任、東京シャーマゾン事業本部長委嘱
 2014年4月 当社常務執行役員就任、シャーマゾン事業(東日本)担当
 2016年4月 当社取締役就任、現在に至る。
 2017年12月 東京シャーマゾン事業本部長 兼 マンション事業本部長委嘱
 2018年4月 当社専務執行役員就任、現在に至る。
 業務推進部門担当、東日本建築事業本部長委嘱
 2018年8月 業務推進部門・東日本建築事業担当
 2020年2月 IR部門・業務推進部門担当
 2020年6月 ESG経営推進部門・経理財務部門・業務推進部門担当
 2021年2月 財務・ESG部門、TKC事業担当、現在に至る。

重要な兼職の状況

積水ハウスフィナンシャルサービス(株)代表取締役社長

取締役候補者とする理由

東日本エリアにおいて、賃貸住宅「シャーマゾン」を中心とした事業を統括し、地域の入居者市場対応に徹したエリアマーケット戦略を主導することにより、3・4階建て賃貸住宅市場の開拓に貢献しました。2016年の取締役就任後は、CRE事業・PRE事業等の強化を通じて顧客基盤拡大を推進しました。

2020年よりIRを含むESG経営推進部門・経理財務部門を統括し、多様なステークホルダーとの協働によって、当社グループの社会的価値の向上に取り組んでおります。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にESG経営の実現を強力に推進するため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

堀内容介氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

3

にし だ くん べい
西田 勲平

1954年2月11日生

■ 所有する当社の株式の数	19,600株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	13回/13回 (出席率100%)
■ 取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 7年		■ 当社との特別の利害関係	なし



再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1976年4月 当社入社
- 2012年4月 当社執行役員就任、関西シャーマゾン事業本部長委嘱
- 2012年8月 西日本シャーマゾン事業本部長委嘱
- 2014年4月 当社常務執行役員就任、シャーマゾン事業(西日本)担当
- 2014年4月 当社取締役就任、現在に至る。
- 2018年4月 当社専務執行役員就任、現在に至る。
西日本建築事業本部長委嘱
- 2019年2月 西日本建築事業担当、仲介賃貸事業本部長委嘱
- 2020年2月 仲介賃貸事業本部長委嘱、現在に至る。
- 2021年2月 ストック型ビジネス部門担当、現在に至る。

取締役候補者とする理由

西日本エリアにおいて、賃貸住宅「シャーマゾン」を中心とした事業を統括し、若手の人材育成やプラン提案力の強化を推進し、3・4階建て賃貸住宅市場の開拓に貢献しました。

2014年の取締役就任後は、当社グループの総合力を高めるべく、グループ連携会議等を通じて、事業活動のベクトルを合わせることを強力に推進しました。2019年より仲介賃貸事業本部長として、傘下の積水ハウス不動産各社のガバナンス改革を統括し、請負型ビジネス部門等との積極的な協働を主導しております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にストック型ビジネス部門と請負型ビジネス部門との連携並びに積水ハウス不動産各社のガバナンスをさらに強化するため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

西田勲平氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

4

た なか さとし
田中 聡

1958年2月27日生



再任

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	9回/9回 (出席率100%)
■ 取締役在任年数(本定時株主総会最終時)	1年	■ 当社との特別の利害関係	なし

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月 三井物産(株)入社
 2004年4月 同社IR部長就任
 2007年4月 同社経営企画部長就任
 2010年7月 同社コンシューマーサービス事業副本部長就任
 2011年4月 同社執行役員、コンシューマーサービス事業本部長就任
 2013年4月 同社常務執行役員、コンシューマーサービス事業本部長就任
 2015年4月 同社専務執行役員、アジア・大洋州本部長兼アジア・大洋州三井物産(株)社長就任
 2017年4月 同社副社長執行役員、CAO、CIO、CPO就任
 2017年6月 同社代表取締役副社長執行役員就任
 2019年6月 同社顧問就任、現在に至る。
 2020年3月 (株)クラレ社外取締役就任、現在に至る。
 2020年4月 当社社外取締役就任、現在に至る。
 2021年1月 IHH Healthcare Berhad社外取締役就任、現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)クラレ 社外取締役
 三井物産(株) 顧問
 IHH Healthcare Berhad 社外取締役

取締役候補者とする理由

大手総合商社にて要職を歴任し、国内外でのマネジメント経験、エネルギー及びコンシューマーサービス分野における知識・経験を有し、2017年より2019年の間、同社の代表取締役副社長執行役員を務め、CAO/CIO/CPOを含むコーポレートスタッフ部門担当役員として経験を有します。

また、2020年より当社社外取締役に就任し、人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。

これまでの経営者としての幅広い知見を活かし、また、当社社外取締役としての活動内容・貢献を踏まえ、当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にコーポレートガバナンスの実効性強化及び管理・人事部門の充実を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、田中聡氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合、同氏は業務執行取締役就任に就任予定であり、本定時株主総会最終の時をもって当該契約を終了する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 田中聡氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

5 三浦 敏治

み うら とし はる

1955年10月16日生

■ 所有する当社の株式の数	19,504株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	13回/13回 (出席率100%)
■ 取締役在任年数(本定時株主総会終結時)	3年	■ 当社との特別の利害関係	なし



再任

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 当社入社
2014年4月 当社執行役員就任、開発部長委嘱
2016年4月 当社常務執行役員就任
2016年4月 技術本部長 兼 開発部長委嘱
2018年2月 技術本部長委嘱
2018年4月 技術部門担当
2018年4月 当社取締役就任、現在に至る。
2020年2月 技術部門・生産調達部門担当
2020年4月 当社専務執行役員就任、現在に至る。
2021年2月 技術・生産部門担当、現在に至る。

取締役候補者とする理由

入社時から約10年間、当社営業所における技術職を経験した後、本社の設計部門並びに商品開発部門では、技術陣の中心メンバーとして、市場ニーズを捉えた新商品の開発や新技術の確立に尽力してきました。2016年より技術部門を統括し、部門全体の協働力を強化するとともに、2018年には取締役に就任し、2020年より技術部門と生産調達部門を統括しております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に技術・品質・環境分野及びサプライチェーンマネジメントの強化を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

三浦敏治氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

6

いし い とおる
石井 徹

1966年11月3日生



招集
通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

■ 所有する当社の株式の数	15,566株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	9回/9回 (出席率100%)
■ 取締役在任年数(本定時株主総会最終時)	1年	■ 当社との特別の利害関係	なし

再任

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 当社入社
2012年5月 当社開発事業部長就任
2014年4月 当社執行役員就任、開発事業部長委嘱
2016年4月 当社常務執行役員就任
2019年2月 開発事業担当、国際事業部長委嘱
2020年2月 開発事業・マンション事業担当、国際事業部長委嘱
2020年4月 当社専務執行役員就任、現在に至る。
開発事業・マンション事業・国際事業担当
2020年4月 当社取締役就任、現在に至る。
2021年2月 開発型ビジネス部門担当、現在に至る。

重要な兼職の状況

SEKISUI HOUSE AUSTRALIA HOLDINGS PTY LIMITED 代表取締役社長
SEKISUI HOUSE US HOLDINGS, LLC Chairman
NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE, LLC Chairman
WOODSIDE HOMES COMPANY, LLC Director

取締役候補者とする理由

入社時より、都市開発事業における営業企画業務を経験し、ホテル開発事業やオフィス開発事業等の新たな市場開拓に取り組みました。2012年より開発事業を統括し、人材育成やグループにおける総合力を発揮することに注力しています。2019年より国際事業を統括するに際しては、投資と回収のバランスを重視しつつ、新たな市場開拓にも積極的に挑戦し、組織全体を強力に牽引しております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に開発型ビジネス及び国際事業の強化、並びに海外子会社のダイバーシティの充実とガバナンス体制強化を図るため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

石井徹氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

7 吉丸 由紀子

1960年2月1日生

■ 所有する当社の株式の数	5,600株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	13回/13回 (出席率100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 3年		■ 当社との特別の利害関係	なし



再任 社外

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月 沖電気工業(株)入社
1998年4月 Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業(株)ニューヨーク事務所長就任
2004年10月 日産自動車(株)ダイバーシティディベロップメントオフィス室長就任
2008年4月 (株)ニフコ入社
2011年6月 同社執行役員就任
2018年4月 当社社外取締役就任、現在に至る。
2019年6月 三井化学(株)社外取締役就任、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井化学(株) 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

国内外企業役員としてのマネジメント経験、人材マネジメント及びダイバーシティ分野における豊富な知識・経験を有し、2018年より当社社外取締役に就任し、2020年より当社人事・報酬諮問委員会委員長として、取締役の選解任プロセスの明確化、後継者計画及び報酬ガバナンスの強化に大いに貢献いただいております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にグローバル事業及びダイバーシティ推進の観点からの成長戦略の策定、人事・報酬分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 吉丸由紀子氏は、社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって、3年となります。
2. 当社は、吉丸由紀子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、吉丸由紀子氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 吉丸由紀子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

8

きた ざわ とし ふみ
北沢 利文

1953年11月18日生



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	9回/9回 (出席率100%)
■ 社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時)	1年	■ 当社との特別の利害関係	なし

略歴、当社における地位及び担当

- 1977年4月 東京海上火災保険(株)入社
- 2008年6月 東京海上日動あんしん生命保険(株)常務取締役就任
- 2009年6月 同社専務取締役就任
- 2010年6月 同社取締役社長就任
- 2010年6月 東京海上ホールディングス(株)取締役就任
- 2014年4月 東京海上日動火災保険(株)取締役副社長就任
- 2014年6月 東京海上ホールディングス(株)副社長執行役員就任
- 2016年4月 東京海上日動火災保険(株)取締役社長就任
- 2016年6月 東京海上ホールディングス(株)取締役就任
- 2019年4月 東京海上日動火災保険(株)取締役副会長就任、現在に至る。
- 2019年6月 (株)三菱UFJ銀行社外取締役(監査等委員)就任、現在に至る。
- 2019年6月 三菱倉庫(株)社外取締役就任、現在に至る。
- 2020年4月 当社社外取締役就任、現在に至る。

再任 社外

独立役員

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険(株) 取締役副会長
 (株)三菱UFJ銀行 社外取締役(監査等委員)
 三菱倉庫(株) 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

大手保険会社にて要職を歴任し、経営者としての豊富な実績と経験、グローバル事業、M&A及びリスク管理・コンプライアンス分野を含む幅広い知識・経験を有し、取締役会の建設的な議論及び実効性強化に大いに貢献いただいております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にグローバル事業の観点での成長戦略の策定、M&Aを含む財務戦略及びリスク管理・コンプライアンス分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、北沢利文氏が取締役を務める東京海上日動火災保険(株)との間で、保険契約者及び損害保険代理店として取引関係にありますが、同社と当社との間の年間取引金額は、同社の持株会社である東京海上ホールディングス(株)の経常収益及び当社の連結売上高の1%未満であります。
2. 北沢利文氏が社外取締役(監査等委員)を務める(株)三菱UFJ銀行は当社の大株主であり、主要な借入先ではありますが、同氏は同社の業務執行者ではなく、同社の出身者等ではないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
3. 北沢利文氏は、社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
4. 当社は、北沢利文氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、北沢利文氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 北沢利文氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

なか じま よし み
9 中島 好美

1956年12月16日生

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	—
■ 社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時)	—	■ 当社との特別の利害関係	なし



新任 社外

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株)) 入行
1982年2月 エイボン・プロダクツ(株)(現 エフエムジー&ミッション(株)) 入社
1997年5月 シティバンク,N.A. パイスプレジデント就任
2000年6月 ソシエテ ジェネラル証券会社シニアジェネラルマネジャー就任
2002年4月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. (日本) 副社長就任
2011年8月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc.シンガポール カントリー・マネ
ジャー (社長) 就任
2014年2月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. (日本) 上席副社長就任
2014年4月 アメリカン・エクスプレス・ジャパン(株)代表取締役社長就任
2017年6月 ヤマハ(株)社外取締役就任、現在に至る。
2017年6月 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役就任、現在に至る。
2018年6月 日本貨物鉄道(株)社外取締役就任、現在に至る。
2018年9月 (株)アルバック社外取締役就任、現在に至る。

重要な兼職の状況

ヤマハ(株) 社外取締役
イオンフィナンシャルサービス(株) 社外取締役
日本貨物鉄道(株) 社外取締役
(株)アルバック 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

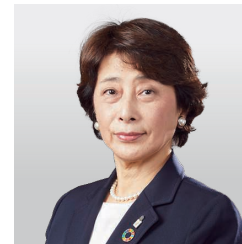
国内外の企業にて要職を歴任し、経営者としての豊富な実績と経験を有し、特にグローバルな金融機関のアジア地区及び日本法人の責任者として、財務戦略、M&A等の分野での豊富な経験を有しています。また、経営幹部の多様性が当然とされる環境下において、企業経営の最前線での経験を積まれており、企業経営のダイバーシティを体現しております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にグローバル事業及びダイバーシティ推進の観点からの成長戦略の策定、M&Aを含む財務戦略分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 中島好美氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、中島好美氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、中島好美氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
中島好美氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号 たけ がわ けい こ
10 武川 恵子 1958年4月23日生

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況 (2020年度)	-
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	-	■ 当社との特別の利害関係	なし



新任 社外
独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月 総理府 (現 内閣府) 入府
2006年7月 国土交通省総合政策局安心生活政策課長就任
2008年7月 内閣府大臣官房審議官 (共生社会政策担当 兼 大臣官房担当) 就任
2009年7月 内閣府大臣官房審議官 (男女共同参画局担当) 就任
2012年12月 内閣府大臣官房政府広報室長就任
2014年7月 内閣府男女共同参画局長就任
2019年4月 昭和女子大学教授就任、現在に至る。
2019年6月 日本電信電話(株)社外取締役就任、現在に至る。
2019年6月 三井金属鉱業(株)社外監査役就任、現在に至る。
2020年4月 昭和女子大学グローバルビジネス学部長就任、現在に至る。

重要な兼職の状況

日本電信電話(株) 社外取締役
三井金属鉱業(株) 社外監査役
昭和女子大学グローバルビジネス学部教授 学部長

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

内閣府にて要職を歴任し、男女共同参画に関する政策実現に邁進され、ダイバーシティ及びコンプライアンス分野における豊富な知識・経験を有しております。また、国土交通省時代には、高齢者、障害者等の安心・安全な生活基盤の整備に向けて、省庁の枠を超えて尽力されており、生活者の視点から、当社の技術・品質管理等に関する有益な助言等が期待されます。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特にダイバーシティ推進の観点からの成長戦略の策定、品質管理、コンプライアンス及び人事・報酬分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外取締役及び社外監査役への就任以外の方法で企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 武川恵子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、武川恵子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、武川恵子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
武川恵子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役会の構成、取締役候補者の選定方針と手続について

1. 取締役会の構成

- ア 実質的な議論を行うために適正と考えられる人数とします。
- イ 取締役会における独立社外取締役比率が1/3以上となるように独立社外取締役を置くものとします。
- ウ 経営戦略・経営計画を踏まえたスキルマトリックスを策定の上、財務会計や法令・コンプライアンス等に知見・専門性を有する者を含み、知識・経験・能力、在任年数及びジェンダー等を考慮し、多様性と適正人数を両立する形で構成するものとします。

2. 取締役候補者の選定方針と手続

取締役候補者には、高いインテグリティ（誠実で高い倫理観、真摯さ）と経営能力を兼ね備え、当社グループの企業理念を実践するにふさわしく、当社グループの事業について関心及び深い洞察力等の資質を有し、企業価値の創出及び業績向上への貢献意識の高い者を選定します。

取締役候補者の選定方針については、取締役会の諮問機関であり、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役とする人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を最大限に尊重し、取締役会で決定します。

また、具体的な候補者の選定案については、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その意見を最大限に尊重し、取締役会で決定します。

なお、社内取締役候補者の選定については、資質要件（企業理念の体现、俯瞰的な視野）及び能力要件（社会課題の解決に向けた構想力、新たな市場を創る革新性、多様なステークホルダーとの協働、グループの総合力を高める組織開発力）を定めており、人事・報酬諮問委員会にて人材要件及び業績評価を踏まえた審議を実施します。

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営 経営戦略	当社は累積建築戸数250万戸を誇る住宅業界のリーディングカンパニーであり、事業環境が大きく変化する中、持続的な成長戦略の策定には、住宅・建築・都市開発分野でのマネジメント経験・経営実績を持つ取締役が必要である。また、グローバルビジョン「ハード・ソフト・サービスを融合し、幸せを提案」の実現・推進のためには、異業種における経験、特に健康・つながり・学びといった消費者サービス分野でのマネジメント経験・経営実績を持つ取締役が必要である。
国際事業 海外知見	成長分野である国際事業の成長戦略の策定及び経営監督のためには、海外での事業マネジメント経験や海外の生活文化・事業環境等に豊富な知識・経験を持つ取締役が必要である。
財務戦略 ・会計	正確な財務報告はもちろん、強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた成長投資（M&A含む）の推進と株主還元強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
技術・品質 環境	先進技術を取り入れた安全・安心・快適性能を併せ持つ高品質の住宅供給を実現し、当社の高い環境技術や確かな施工力をさらに進歩・発展させるためには、様々なイノベーションの推進実績や、技術・品質・環境分野での確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	お客様がより幸せを感じられる住まいを提供するためには、従業員一人ひとりがその能力を最大限に発揮できる人材戦略の策定が必要であり、ダイバーシティの推進を含む人材開発分野での確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
ガバナンス リスク管理 コンプライアンス	適切なガバナンス体制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野で確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 山田寿夫氏が辞任され、監査役 小林敬氏は任期満了となります。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1 ^{い どう}伊藤 みどり 1955年5月13日生

■ 所有する当社の株式の数	14,900株	■ 出席状況 (2020年度)	-
■ 監査役在任年数 (本定時株主総会終結時)	一年	■ 当社との特別の利害関係	なし



新任

略歴、当社における地位

- 1974年4月 当社入社
- 2014年2月 当社経営企画部 ダイバーシティ推進室長就任
- 2018年4月 当社執行役員就任、現在に至る。
ダイバーシティ推進部長委嘱
- 2020年2月 ダイバーシティ推進担当、現在に至る。

監査役候補者とする理由

入社後、約10年間展示場勤務を経験した後、住宅営業を担い、女性住宅営業の草分け的存在として、後進の良きロールモデルとなりました。2006年に本社への異動後は、営業現場の実態を理解した女性活躍推進グループのリーダーとして、類まれな行動力を発揮し、数々の施策推進を主導しました。2018年に当社執行役員に就任後は、イクメン休業制度の定着に取り組み、ダイバーシティ&インクルージョンの浸透を強力に推進しました。営業現場での豊富な実経験とダイバーシティ&インクルージョンの施策立案等で培った知識・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、新たに、監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

伊藤みどり氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

こ ばやし たかし
2 小林 敬

1951年3月23日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 出席状況
(2020年度)

取締役会 13回/13回
(出席率100%)
監査役会 14回/14回
(出席率100%)

■ 社外監査役在任年数(本定時株主総会終結時) 4年

■ 当社との特別の利害関係

なし

再任 社外

独立役員

略歴、当社における地位

1976年4月 検事任官
2004年1月 奈良地方検察庁検事正就任
2004年12月 最高検察庁検事就任
2005年9月 前橋地方検察庁検事正就任
2007年6月 大阪高等検察庁次席検事就任
2008年7月 最高検察庁公安部長就任
2010年1月 大阪地方検察庁検事正就任
2011年2月 弁護士登録、現在に至る。
2017年4月 当社監査役就任、現在に至る。
2017年6月 山陽特殊製鋼(株)社外取締役就任、現在に至る。

重要な兼職の状況

大堅・小林法律事務所 弁護士
山陽特殊製鋼(株) 社外取締役

社外監査役候補者とする理由及び期待される役割等

検事・弁護士としての司法分野に関する専門的知見・豊富な経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、2017年に社外監査役に就任いただき、ガバナンス改革の方向性に対する的確な意見を述べる等、取締役会の透明性・公正性を高めることに貢献いたしました。

その高い見識と倫理観に基づいて、当社の経営監督機能の強化とより良いガバナンス体制の構築に貢献いただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 当社は、小林敬氏が所属する大堅・小林法律事務所の大堅敢弁護士との間で法律顧問契約を締結しておりましたが、2018年12月末日に契約を解除しております。なお、契約締結時の法律顧問料は年間200万円以下であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
2. 小林敬氏は、社外監査役候補者であります。同氏の社外監査役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。
3. 当社は、小林敬氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 当社は、小林敬氏との間で、社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
小林敬氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 監査役会の構成

第4号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結時点において、監査役は社外監査役4名を含む6名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

	氏名	性別	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
現任	いわた はる ゆき 岩田 晴幸	男性	常任監査役	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)
新任	いとう 伊藤みどり	女性	執行役員	—	—
再任	こばやし たかし 小林 敬	男性	社外監査役	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)
現任	まきむら ひさこ 榎村 久子	女性	社外監査役	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)
現任	つる た りゅういち 鶴田 龍一	男性	社外監査役	12/13回 (92.3%)	14/14回 (100%)
現任	わだ よりとも 和田 頼知	男性	社外監査役	9/9回 (100%)	9/9回 (100%)

- (注) 1. 現任の各監査役と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林敬氏、榎村久子氏、鶴田龍一氏及び和田頼知氏は社外監査役であります。
3. 当社は、小林敬氏が所属する大堅・小林法律事務所の大堅敢弁護士との間で法律顧問契約を締結しておりましたが、2018年12月末日に契約を解除しております。なお、契約締結時の法律顧問料は年間200万円以下であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしております。
4. 当社は、小林敬氏、榎村久子氏、鶴田龍一氏及び和田頼知氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

以上

株主総会招集通知添付書類

事業報告 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により厳しい状況が継続致しました。国内では、新型コロナウイルス感染症拡大に対し、再度緊急事態宣言が発出され、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが見られました。国内の住宅市場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う営業活動の自粛の影響、加えて、一昨年から続く消費増税の反動減の影響もあり、新設住宅着工戸数が減少し、市場全体の受注環境も厳しい状況が続きました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済への対策として、グリーン住宅ポイント制度の創設や住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長等が実施され、また、段階的な経済活動再開とともに回復の兆しが見られました。

このような状況の中、当社グループにおいては、お客様、お取引先様、関係者の皆様、そして従業員の安全を最優先に、感染拡大の抑制に必要な対策、対応を継続してまいりました。戸建住宅やリフォームの営業活動では、WEB会議システムを利用しお客様へのプラン提案を行う「おうちで住まいづくり」や「おうちでリフォーム」等の取り組みを継続するとともに、賃貸住宅事業では法人向け営業活動にも注力致しました。また、住宅展示場等による営業活動を段階的に再開させていきました。

売上高		営業利益	
第70期 2020年度	2兆4,469億4百万円	第70期 2020年度	1,865億1千9百万円
	前期比 1.3%増		前期比 9.1%減
第69期 2019年度	2兆4,151億8千6百万円	第69期 2019年度	2,052億5千6百万円
経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
第70期 2020年度	1,846億9千7百万円	第70期 2020年度	1,235億4千2百万円
	前期比 13.7%減		前期比 12.5%減
第69期 2019年度	2,139億5百万円	第69期 2019年度	1,412億5千6百万円

国際事業では、米国の住宅販売事業において、新型コロナウイルスの新規感染者が増加する中、一時的な販売の落ち込みを見せたものの、過去最低水準の住宅ローン金利の追い風もあり回復し、堅調に推移致しました。

また、当社は創業から60周年を迎え、2020年からの30年間は、「『わが家』を世界一幸せな場所にする」というグローバルビジョンを掲げ、住を基軸に、融合したハード・ソフト・サービスを提供するグローバル企業を目指すことと致しました。同時に、第5次中期経営計画（2020年度～2022年度）を策定し、「事業ドメインを“住”に特化した成長戦略の展開」という経営方針の下、基本方針を「コアビジネスのさらなる深化と新規事業への挑戦」と決めました。

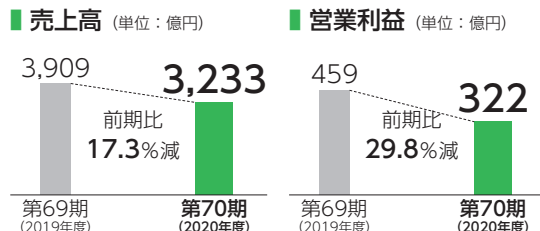
新規事業への取り組みとしては、人生100年時代の幸せをアシストする「プラットフォームハウス」の開発を継続し、世界初の在宅時急性疾患早期対応ネットワーク「HED-Net」の生活者参加型の実証実験を12月より順次開始致しました。

また、マリオット・インターナショナルとともに地方創生事業として展開する「Trip Base 道の駅プロジェクト」においては、25道府県の自治体、34社のパートナー企業と連携し、道の駅に隣接するホテル「フェアフィールド・バイ・マリオット」を10月より4府県8施設で開業し、1stステージとして2022年春までに6府県15施設を順次開業する予定にしております。

この他、賃貸住宅入居時の煩雑なプロセスを、ブロックチェーンの技術を用いてワンストップ化する業界初のサービスの運用を1月より開始致しました。

当期における売上高は2兆4,469億4百万円（前期比1.3%増）となりました。利益につきましては、営業利益は1,865億1千9百万円（前期比9.1%減）、経常利益は1,846億9千7百万円（前期比13.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,235億4千2百万円（前期比12.5%減）となりました。

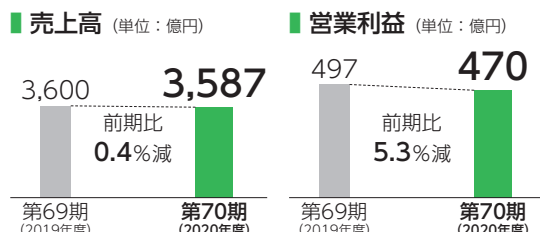
なお、事業部門別の業績は次のとおりです。当期(第70期)より、「建築・土木事業」を新たな事業部門として区分しており、前期(第69期)の売上高・営業利益については、組替後の数値を表示しております。



戸建住宅事業では、採用率87%（2019年度）に達したネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）「グリーンファースト ゼロ」とともに、「住めば住むほど幸せ住まい」研究から生まれ、採用率約6割と好評の「ファミリー スイート」に自宅時間の増加に伴う新たなライフスタイル提案を盛り込んだ「ファミリー スイート おうちプレミアム」を発売し、全商品で在宅ワーク等のアフターコロナにも対応した提案を展開致しました。12月には、ウイルスや花粉等の汚染物質に配慮し新しい生活様式に対応する次世代室内環境システム「SMART-ECS（スマート イクス）」を発売致しました。また、勾配を活かした天井と軒下で豊かな自宅時間を実現する木造戸建住宅シャーウッド「KOKAGE LOUNGE」を発売する等、主力である中高級商品に加え、高価格商品を拡販致しました。加えて、積水ハウス ノイエ社によるセカンドブランドを強化することで、より広い価格帯への訴求を図りました。さらに、多様な幸せ住まい提案とそれを支える当社の技術をワンストップで体験できるライフスタイル型モデルハウス「みんなの暮らし 7stories」を「関東 住まいの夢工場」内にオープン致しました。

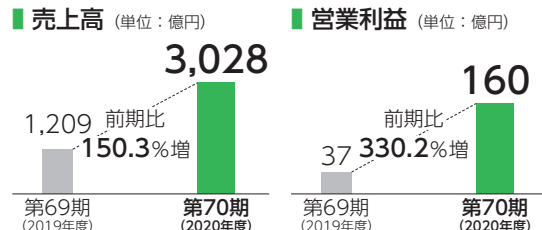
受注は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、販促イベントの自粛等をはじめとする営業活動に影響を受け、減少致しましたが、営業活動の制限が段階的に緩和されたことにより、期後半は増加が継続致しました。

当事業の当期における売上高は3,233億3千2百万円（前期比17.3%減）、営業利益は322億3千1百万円（前期比29.8%減）となりました。



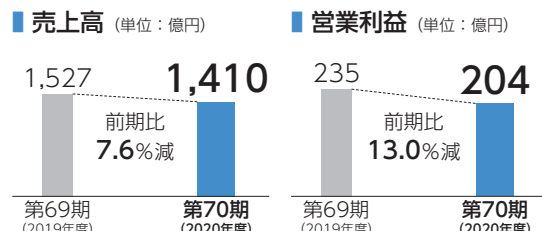
賃貸住宅事業では、都市部中心のエリアマーケティングを徹底するとともに、長期安定経営につながるZEH化の推進やエレベーターの搭載等の付加価値提案を強化し、3・4階建て賃貸住宅を中心に受注拡大を図りました。また、法人向け、公共向け事業にも注力し、当社工場出荷材で建築する非住宅の販売を推進致しました。このような取り組みを行う中、賃貸住宅の受注は回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ホテル等の非住宅の受注は減少致しました。

当事業の当期における売上高は3,587億4千5百万円（前期比0.4%減）、営業利益は470億5千2百万円（前期比5.3%減）となりました。



建築・土木事業では、2019年10月1日に連結子会社となった株式会社鴻池組の建築や土木工事の売上が計上されました。また、RC造による商業建築・店舗・事務所・保育園等の非住宅の販売を推進致しました。

当事業の当期における売上高は3,028億3千7百万円（前期比150.3%増）、営業利益は160億5千1百万円（前期比330.2%増）となりました。

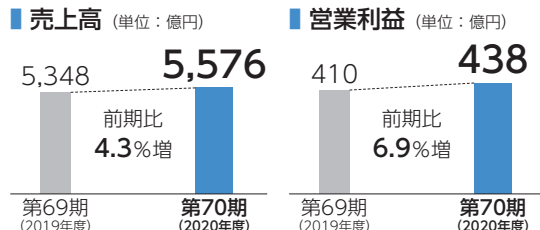


リフォーム事業では、引き続き生活提案を行う提案型リフォームや省エネリノベーション等の環境型リフォームの強化を推進し、販売体制の強化を図りました。

戸建住宅のオーナー様には「部分断熱」という考え方のグリーンファースト リノベーション「いどころ暖熱」の提案、賃貸住宅「シャームゼン」のオーナー様に対しては、賃料水準や入居率の維持・向上といった長期安定経営に寄与するリフォーム提案を行いました。

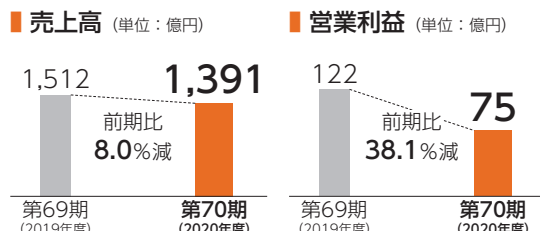
受注は、新型コロナウイルス感染症の拡大による訪問等の営業活動の自粛等により減少致しましたが、戸建住宅同様、営業活動の制限が段階的に緩和されたことにより、期後半は増加が継続致しました。

当事業の当期における売上高は1,410億9千万円（前期比7.6%減）、営業利益は204億7千9百万円（前期比13.0%減）となりました。



不動産フィー事業では、積水ハウスブランドへの統一を図り、グループ一体となった事業推進を強化するため、積和不動産各社から積水ハウス不動産各社へ商号を変更するとともに、賃貸・仲介事業の強化を行いました。賃貸住宅「シャーメゾン」の一括借り上げ及び管理受託戸数が堅調に増加するとともに、ホテルライク仕様等、高品質な賃貸住宅への入居ニーズを捉えることで高水準な入居率を維持致しました。

当事業の当期における売上高は5,576億3千2百万円（前期比4.3%増）、営業利益は438億6千9百万円（前期比6.9%増）となりました。



分譲住宅事業では、一次取得者層向けに引き続き積極的な優良土地の仕入れを行うとともに、資産回転率の向上を目指した販売促進に努めました。また、年月を経るにしたがって魅力や価値が増す「経年美化」の思想を取り入れ、個々の庭や外構だけでなく「まちなみ」も一体的に計画・提案していく取り組みや、コミュニティ形成のサポート活動を通じて、次世代に受け継がれる質の高いまちづくりを推進致しました。

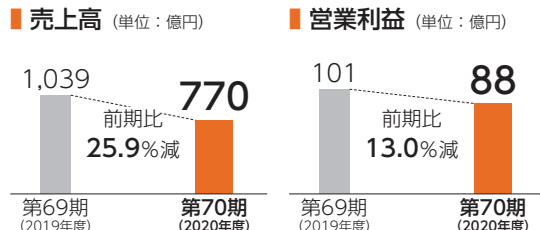
受注は、新型コロナウイルス感染症の拡大による訪問等の営業活動の自粛等により減少致しましたが、戸建住宅同様、営業活動の制限が段階的に緩和されたことにより、期後半は増加が継続致しました。

なお、前期における大型分譲地の商業用地売上の反動減等により、当事業の当期における売上高は1,391億5千1百万円（前期比8.0%減）、営業利益は75億8千6百万円（前期比38.1%減）となりました。



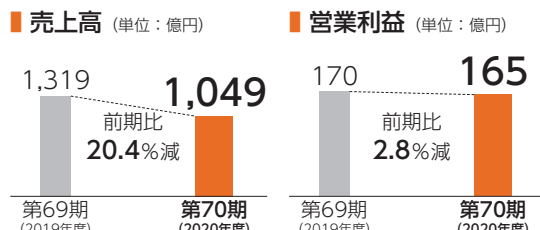
マンション事業では、引き続きエリア戦略の徹底と戸建住宅で培った住まいづくりのノウハウを組み入れるブランド戦略を推進致しました。販売では、「グランドメゾン新梅田タワー THE CLUB RESIDENCE」（大阪市北区）、「グランドメゾン浄水ガーデンシティ セントラルフォレストⅠ」（福岡市中央区）等の販売が好調に推移致しました。また、引渡しについては、「グランドメゾン品川シーサイドの杜」（東京都品川区）等を中心に計画通りの進捗となりました。

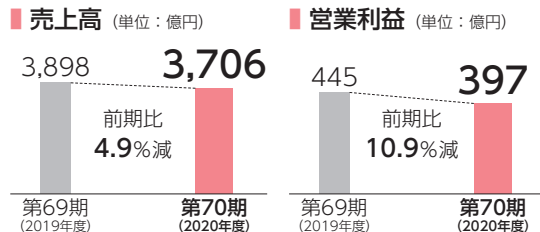
当事業の当期における売上高は770億9千1百万円（前期比25.9%減）、営業利益は88億1千7百万円（前期比13.0%減）となりました。



都市再開発事業では、当社が開発したオフィス・商業ビル、賃貸住宅「プライムメゾン」等の当社グループ保有賃貸物件の入居率が堅調に推移致しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による国内及び海外からの旅行者減少のため、ホテル収益は減少致しました。また、積水ハウス・リート投資法人に「ザ・リッツ・カールトン京都」（持分の一部）や、賃貸住宅「グランマスト広瀬通」（仙台市青葉区）を4月に売却し、その他計画通り物件売却を行いました。

当事業の当期における売上高は1,049億5千3百万円（前期比20.4%減）、営業利益は165億6千5百万円（前期比2.8%減）となりました。

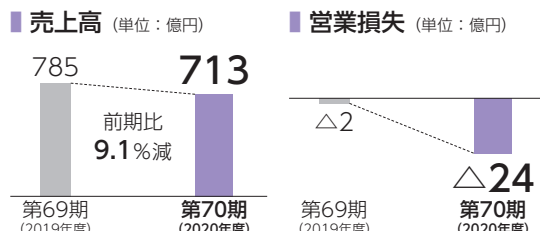




国際事業では、各国の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況が異なるため、各国の施策に応じた対応の中で事業活動を行いました。

米国では、賃貸住宅開発事業において、「Bear Creek」(デンバー)、「Kiara」(シアトル)等計3件の引渡し完了が完了しましたが、一部物件の売却計画を来期以降に変更致しました。また、宅地造成事業及びWoodside Homes社の住宅販売事業については、過去最低水準の住宅ローン金利の追い風もあり、好調に推移致しました。中国では、蘇州市のマンションの引渡しが順調に推移致しました。オーストラリアでは、マンション事業の収益計画の見直しを行いました。[Sanctuary] [Melrose Park] (シドニー)の第1期引渡しを行い、宅地開発事業「The Hermitage」(シドニー)の引渡しが順調に進捗致しました。

当事業の当期における売上高は3,706億8千6百万円(前期比4.9%減)、営業利益は397億8百万円(前期比10.9%減)となりました。



エクステリア事業では、住宅と外構との一体提案の強化に努め、地域の気候風土に調和する自生種や在来種等の庭木をセレクトする「5本の樹」計画を中心に、戸建住宅、賃貸住宅及びマンションにおいても、独自の庭づくり・外構の提案を積極的に行いました。また、造園会社との資本・業務提携を行うなど、エクステリア事業の更なる強化を図りました。しかしながら、戸建住宅事業及び賃貸住宅事業の売上高減少に伴い、エクステリア事業の売上高も減少しました。

当事業の当期における売上高は713億8千4百万円(前期比9.1%減)、営業損失は24億8千万円となりました。

(2) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、ワクチンの接種が開始されるものの、感染防止対策としての外出規制等各国の経済活動制限による景気への影響も大きく、本格的な回復に向けては時間を要するものと見られます。国内においても、雇用・所得環境への影響等先行き不透明であり、住宅市場に与える影響に留意が必要な状況です。

このような事業環境の中、当社はグローバルビジョン「『わが家』を世界一 幸せな場所にする」と第5次中期経営計画（2020年度～2022年度）の基本方針「コアビジネスのさらなる深化と新規事業への挑戦」のもと、住を基軸に、融合したハード・ソフト・サービスを提供するグローバル企業を目指す取り組みを加速してまいります。その中では、感染症対策としてWEB面談やIT技術を駆使したお客様との関係構築を推進するとともに、新しい生活様式に対応した商品開発を強化致します。

請負型ビジネスでは、付加価値の高い住宅・住環境の追求による収益拡大を図ります。戸建住宅では、商品価格帯を広げ価格帯に沿った商品開発を強化・推進し、自宅時間の充実を実現する「ファミリー スイート」や温度変化を抑えながら換気・空気清浄する「SMART-ECS（スマート イクス）」等の普及を図ります。賃貸住宅、非住宅（事業用建物）の分野では、全戸ZEH対応の集合住宅の拡販や各都市における重要戦略地として定めたS・Aエリアに特化したエリアマーケティングの徹底を行います。また、CRE（企業不動産）・PRE（公的不動産）分野における不動産の有効活用提案を強化するべく、重量鉄骨を用いた当社オリジナルβ構法の強みを活かした多用途展開や、子会社の株式会社鴻池組とのシナジー効果を高めてまいります。

ストック型ビジネスでは、在宅時間増加に伴う、より快適な生活ニーズに対応した提案型・環境型リフォームの積極展開を行います。また、積水ハウス不動産各社において、ブロックチェーン技術を活用した賃貸入居プロセスの一元化等賃貸住宅の入居者サービス向上および仲介事業の強化を図ります。

開発型ビジネスでは資産回転率の向上とエリアマーケティングに沿った優良土地の取得を行うことで安定収益を確保致します。マンション事業では、全戸燃料電池を搭載したマンション等差別化された開発を強化し、都市再開発事業では、回転率を重視し首都圏を中心とした賃貸マンション開発に注力致します。また、当社の建築技術を生かし、地方創生に寄与する「Trip Base 道の駅プロジェクト」の推進を図ります。

国際ビジネスでは、積水ハウステクノロジーを各国へ移植していくステージとして、開発事業の安定成長と戸建住宅の供給強化に注力し、持続的な成長に向けた体制づくりを図ります。住宅販売が好調な米国においては、当社の木造住宅シャーウッドの技術を用いたパイロットプロジェクトを推進し、ブランド力向上を図ります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 部門別受注高及び売上高

(単位：百万円)

	前期繰越受注高	当期受注高	当期売上高	次期繰越受注高
請負型ビジネス				
戸建住宅事業	184,302	322,328	323,332	183,298
賃貸住宅事業	376,538	354,929	358,745	372,723
建築・土木事業	386,561	278,682	302,837	362,407
ストック型ビジネス				
リフォーム事業	27,976	141,698	141,090	28,584
不動産フィー事業	—	557,632	557,632	—
開発型ビジネス				
分譲住宅事業	41,513	145,343	139,151	47,705
マンション事業	87,762	80,979	77,091	91,651
都市再開発事業	30,613	103,241	104,953	28,901
国際事業	222,324	347,983	370,686	199,620
その他	50,854	69,057	71,384	48,527
合計	1,408,448	2,401,877	2,446,904	1,363,421

- (注) 1. 各事業部門の区分については、「(6) 主要な事業内容」に記載しております。
 2. 当期より「建築・土木事業」を新たな事業部門として区分し、前期繰越受注高については組替後の数値を表示しております。

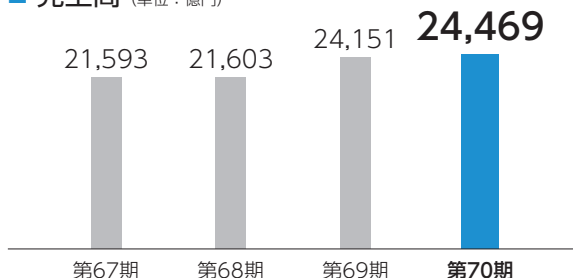
(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

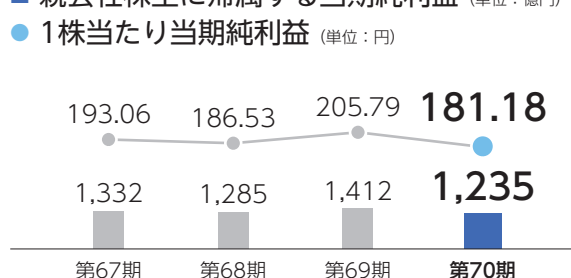
区分	第67期 2017年2月～ 2018年1月	第68期 2018年2月～ 2019年1月	第69期 2019年2月～ 2020年1月	第70期 2020年2月～ 2021年1月
売上高	2,159,363	2,160,316	2,415,186	2,446,904
親会社株主に帰属する当期純利益	133,224	128,582	141,256	123,542
1株当たり当期純利益(円)	193.06	186.53	205.79	181.18
総資産	2,419,012	2,413,035	2,634,748	2,625,861
純資産	1,208,121	1,196,923	1,306,850	1,368,887

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を第69期より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第68期の金額は組替後の金額で表示しております。

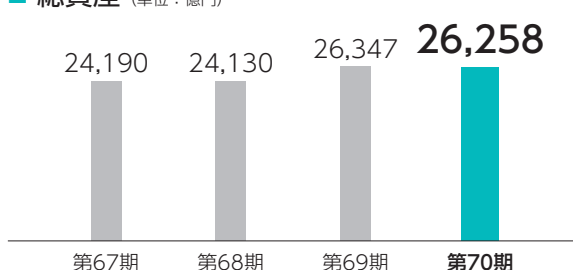
■ 売上高 (単位：億円)



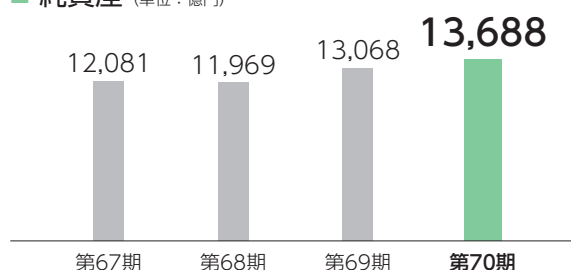
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



■ 総資産 (単位：億円)



■ 純資産 (単位：億円)



(5) 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施した企業集団の設備投資の総額は96,609百万円であり、その主なものは投資不動産の取得であります。

また、当期に実施した資金調達について、特記すべき事項はありません。

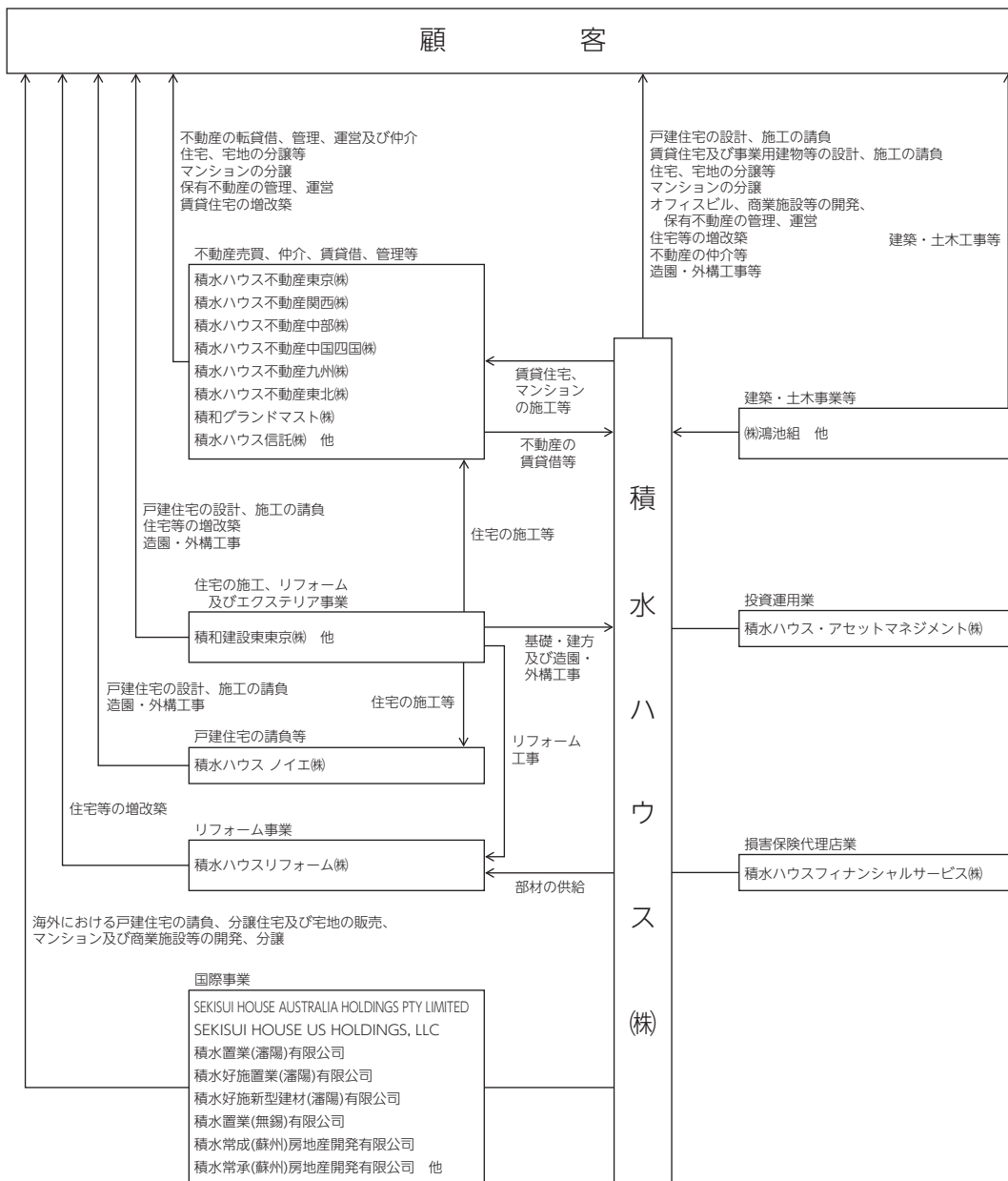
(6) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

当社及びその関係会社は、戸建住宅事業、賃貸住宅事業、建築・土木事業、リフォーム事業、不動産フィー事業、分譲住宅事業、マンション事業、都市再開発事業、国際事業等に関連する事業活動を行っております。

各事業における位置付けは次のとおりであります。

請負型ビジネス	
戸建住宅事業	戸建住宅の設計、施工の請負
賃貸住宅事業	賃貸住宅、事業用建物等の設計、施工の請負
建築・土木事業	RC造による賃貸住宅及び事業用建物等の建築工事及び土木工事の設計、施工の請負
ストック型ビジネス	
リフォーム事業	住宅等の増改築
不動産フィー事業	不動産の転貸借、管理、運営及び仲介等
開発型ビジネス	
分譲住宅事業	住宅、宅地の分譲、分譲宅地上に建築する住宅の設計、施工の請負
マンション事業	マンションの分譲
都市再開発事業	オフィスビル、商業施設等の開発、保有不動産の管理、運営
国際事業	海外における戸建住宅の請負、分譲住宅及び宅地の販売、マンション及び商業施設等の開発、分譲
その他	エクステリア事業等

主要な事業の概要図は次のとおりであります。



(7) 主要な事業所 (2021年1月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号
営業本部等	仲介賃貸事業本部 (大阪市)、国際事業部 (大阪市)、開発事業部 (東京都渋谷区)、マンション事業本部 (大阪市)、東日本建築事業本部 (東京都渋谷区)、西日本建築事業本部 (大阪市)、東北営業本部 (仙台市)、東京営業本部 (東京都渋谷区)、神奈川営業本部 (横浜市)、埼玉栃木営業本部 (さいたま市)、東関東営業本部 (千葉市)、上信越営業本部 (長野市)、中部第一営業本部 (名古屋市)、中部第二営業本部 (静岡市)、関西第一営業本部 (大阪市)、関西第二営業本部 (京都市)、中国四国営業本部 (広島市)、九州営業本部 (福岡市)
支店	107支店
営業所	12営業所
カスタマーズセンター	30カスタマーズセンター
工場	東北工場 (宮城県加美郡色麻町)、関東工場 (茨城県古河市)、静岡工場 (静岡県掛川市)、山口工場 (山口市)、兵庫工場 (兵庫県加東市)
研究所	総合住宅研究所 (京都府木津川市)、住生活研究所 (大阪市)

(注) 「営業本部等」については、次のとおりです。

- ・2020年5月1日付で埼玉営業本部、北関東営業本部及び信越営業本部を統合再編し、埼玉栃木営業本部(さいたま市)及び上信越営業本部(長野市)と致しました。
- ・2021年2月1日付で積和建設事業本部(大阪市)を新設致しました。また、同日付で東日本建築事業本部を東日本建築事業本部(東京都渋谷区)及び東京建築事業本部(東京都渋谷区)に分割し、西日本建築事業本部(大阪市)を中部建築事業本部(名古屋市)、関西建築事業本部(大阪市)及び中国九州建築事業本部(福岡市)に分割致しました。

② 重要な子会社の事業所

積水ハウス不動産東京(株)	本社：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
積水ハウス不動産関西(株)	本社：大阪市北区大淀中一丁目1番30号
積水ハウス不動産中部(株)	本社：名古屋市中村区名駅四丁目24番16号
積水ハウス不動産中国四国(株)	本社：広島市中区小町1番25号
積水ハウス不動産九州(株)	本社：福岡市博多区博多駅前三丁目26番29号
積水ハウス不動産東北(株)	本社：仙台市青葉区本町二丁目16番10号
積和グランドマスト(株)	本社：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
積水ハウスリフォーム(株)	本社：大阪市北区大淀中一丁目1番90号
積水ハウスフィナンシャルサービス(株)	本社：大阪市北区大淀中一丁目1番90号
積水ハウス・アセットマネジメント(株)	本社：東京都港区赤坂四丁目15番1号
積水ハウス信託(株)	本社：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
積水ハウス ノイエ(株)	本社：大阪市北区大淀中一丁目1番90号
(株)鴻池組	本社：大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
SEKISUI HOUSE AUSTRALIA HOLDINGS PTY LIMITED	本社：豪州 ニューサウスウェールズ州
SEKISUI HOUSE US HOLDINGS, LLC	本社：米国 ヴァージニア州
NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE, LLC	本社：米国 ヴァージニア州
SH RESIDENTIAL HOLDINGS, LLC	本社：米国 カリフォルニア州
WOODSIDE HOMES COMPANY, LLC	本社：米国 ユタ州
積水置業（瀋陽）有限公司	本社：中国 遼寧省瀋陽市
積水好施置業（瀋陽）有限公司	本社：中国 遼寧省瀋陽市
積水好施新型建材（瀋陽）有限公司	本社：中国 遼寧省瀋陽市
積水置業（無錫）有限公司	本社：中国 江蘇省無錫市
積水常成（蘇州）房地產開發有限公司	本社：中国 江蘇省蘇州市
積水常承（蘇州）房地產開發有限公司	本社：中国 江蘇省蘇州市

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
積水ハウス不動産東京(株)	2,238百万円	100.0%	分譲住宅事業、不動産フィー事業
積水ハウス不動産関西(株)	5,829百万円	100.0%	分譲住宅事業、不動産フィー事業
積水ハウス不動産中部(株)	1,368百万円	100.0%	分譲住宅事業、不動産フィー事業
積水ハウス不動産中国四国(株)	379百万円	100.0%	分譲住宅事業、不動産フィー事業
積水ハウス不動産九州(株)	263百万円	100.0%	分譲住宅事業、不動産フィー事業
積水ハウス不動産東北(株)	200百万円	100.0%	分譲住宅事業、不動産フィー事業
積和ブランドマスト(株)	400百万円	100.0%	不動産フィー事業
積水ハウスリフォーム(株)	100百万円	100.0%	リフォーム事業
積水ハウスフィナンシャルサービス(株)	100百万円	100.0%	その他
積水ハウス ノイエ(株)	100百万円	100.0%	戸建住宅事業
積水ハウス・アセットマネジメント(株)	400百万円	100.0%	不動産フィー事業
積水ハウス信託(株)	450百万円	95.0%	不動産フィー事業
(株)鴻池組	5,350百万円	67.1%	建築・土木事業
SEKISUI HOUSE AUSTRALIA HOLDINGS PTY LIMITED	1,087百万豪ドル	100.0%	国際事業
SEKISUI HOUSE US HOLDINGS, LLC	1,398百万米ドル	100.0%	国際事業
NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE, LLC	1,233百万米ドル	※100.0%	国際事業
SH RESIDENTIAL HOLDINGS, LLC	475百万米ドル	※100.0%	国際事業
WOODSIDE HOMES COMPANY, LLC	202百万米ドル	※100.0%	国際事業
積水置業（瀋陽）有限公司	219百万米ドル	100.0%	国際事業
積水好施置業（瀋陽）有限公司	1,568百万元	100.0%	国際事業
積水好施新型建材（瀋陽）有限公司	105百万米ドル	100.0%	国際事業
積水置業（無錫）有限公司	265百万米ドル	100.0%	国際事業
積水常成（蘇州）房地產開発有限公司	276百万米ドル	100.0%	国際事業
積水常承（蘇州）房地產開発有限公司	340百万米ドル	100.0%	国際事業

(注) 1. 連結子会社は280社、持分法適用会社は33社であります。

2. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。

3. 積水ハウスリフォーム東日本(株)、積水ハウスリフォーム中日本(株)および積水ハウスリフォーム西日本(株)は、2020年11月1日付で、積水ハウスリフォーム中日本(株)を存続会社、積水ハウスリフォーム東日本(株)および積水ハウスリフォーム西日本(株)を消滅会社とする吸収合併により、積水ハウスリフォーム(株)となりました。

4. 積水ハウス ノイエ(株)は、2020年2月1日より事業を開始致しました。

5. 鳳ホールディングス(株)と(株)鴻池組は、2020年10月1日付で、(株)鴻池組を存続会社、鳳ホールディングス(株)を消滅会社とする吸収合併により、(株)鴻池組となりました。

6. 積水置業（太倉）有限公司は、2020年10月9日付で清算致しました。

(9) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
28,362名	965名増

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16,361名	416名増	43.5歳	17.3年

(注) 上表の従業員は、子会社等へ出向している従業員を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2021年1月31日現在)

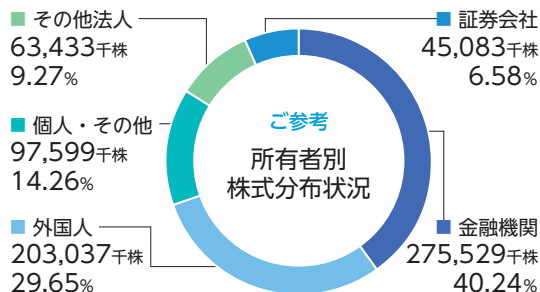
借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三井住友銀行	129,661
(株)三菱UFJ銀行	91,998
(株)みずほ銀行	67,348
三井住友信託銀行(株)	25,946
(株)りそな銀行	4,137

(注) 外貨での借入金残高については、期末時レートにより換算しております。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,978,281,000株
- ② 発行済株式の総数 684,683,466株
(うち自己株式 3,581,075株)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主総数 90,474名
- ⑤ 大株主



(注) 個人・その他には、自己株式3,581千株を含んでおります。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	66,713	9.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	39,302	5.77
積水化学工業株式会社	37,168	5.46
SMB C日興証券株式会社	23,050	3.38
積水ハウス育資会	17,939	2.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	14,833	2.18
第一生命保険株式会社	12,158	1.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234	10,911	1.60
株式会社三菱UFJ銀行	10,899	1.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	10,794	1.58

- (注) 1. 積水ハウス育資会は、当社の従業員持株会であります。
2. 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

⑥ その他株式等に関する重要な事項

当社は、2020年3月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式6,000,000株を消却致しました。また、同取締役会決議(2020年9月10日開催の取締役会決議で一部内容変更)に基づき、自己株式2,782,400株を取得致しました。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の氏名等 (2021年1月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役会長	阿部俊則	
代表取締役副会長	稲垣士郎	経理財務部門管掌
代表取締役社長	仲井嘉浩	
代表取締役副社長	内田隆	管理部門管掌
取締役	涌井史郎	
取締役	吉丸由紀子	
取締役	北沢利文	
取締役	田中聡	
取締役	西田勲平	専務執行役員 (仲介賃貸事業本部長)
取締役	堀内容介	専務執行役員 (E S G経営推進部門・経理財務部門・業務推進部門担当)
取締役	三浦敏治	専務執行役員 (技術部門・生産調達部門担当)
取締役	石井徹	専務執行役員 (開発事業・マンション事業・国際事業担当)
常任監査役	岩田晴幸	
常任監査役	山田寿夫	
監査役	小林敬	
監査役	榎村久子	
監査役	鶴田龍一	
監査役	和田頼知	

- (注) 1. 当期中に退任した取締役及び監査役の氏名並びに退任時の地位は次のとおりであります。
- 取締役 三枝輝行 2020年4月23日退任
 取締役 勝呂文康 2020年4月23日退任
 監査役 篠原祥哲 2020年4月23日退任
2. 取締役 北沢利文氏、同 田中聡氏、同 石井徹氏及び監査役 和田頼知氏は、2020年4月23日開催の第69回定時株主総会において新たに選任され、就任致しました。
3. 取締役 涌井史郎氏、同 吉丸由紀子氏、同 北沢利文氏及び同 田中聡氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
4. 監査役 小林敬氏、同 榎村久子氏、同 鶴田龍一氏及び同 和田頼知氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
5. 監査役 和田頼知氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役 涌井史郎氏、同 吉丸由紀子氏、同 北沢利文氏、同 田中聡氏、監査役 小林敬氏、同 榎村久子氏、同 鶴田龍一氏及び同 和田頼知氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております(2021年3月現在)。
7. 当社は、経営機能における意思決定と業務執行を明確に分離することにより経営の迅速化を図り、変化の激しい経済状況・市場環境に的確に対応できる経営体制の構築のため、執行役員制を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が18名おります。

8. 取締役及び監査役の重要な兼職の状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	稲垣 士郎	積水ハウスフィナンシャルサービス(株)	代表取締役社長
	涌井 史郎	東京都市大学 積水樹脂(株) 東急不動産(株)	特別教授 社外取締役 社外取締役
	吉丸 由紀子	三井化学(株)	社外取締役
	北沢 利文	東京海上日動火災保険(株) (株)三菱UFJ銀行 三菱倉庫(株)	取締役副会長 社外取締役 監査等委員 社外取締役
	田中 聡	(株)クラレ 三井物産(株) IHH Healthcare Berhad	社外取締役 顧問 社外取締役
	石井 徹	SEKISUI HOUSE AUSTRALIA HOLDINGS PTY LIMITED SEKISUI HOUSE US HOLDINGS,LLC NORTH AMERICA SEKISUI HOUSE,LLC WOODSIDE HOMES COMPANY,LLC	代表取締役社長 Chairman Chairman Director
監査役	小林 敬	大堅・小林法律事務所 山陽特殊製鋼(株)	弁護士 社外取締役
	榎村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所 関西大学社会安全学部社会安全研究センター	客員研究員 客員研究員
	和田 頼知	和田公認会計士事務所 (株)日本触媒	公認会計士 社外監査役

9. 2021年2月1日をもって、次のとおり取締役の担当業務に変更がありました。

代表取締役副会長	稲垣士郎	財務・ESG部門管掌
代表取締役副社長	内田 隆	管理・人事部門管掌
取締役	西田勲平	専務執行役員 (ストック型ビジネス部門担当、仲介賃貸事業本部長)
取締役	堀内容介	専務執行役員 (財務・ESG部門、TKC事業担当)
取締役	三浦敏治	専務執行役員 (技術・生産部門担当)
取締役	石井 徹	専務執行役員 (開発型ビジネス部門担当)

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	取締役 (うち社外取締役)		監査役 (うち社外監査役)		計 (うち社外役員)	
	対象人員	報酬等	対象人員	報酬等	対象人員	報酬等
基本報酬	14名 (5名)	489百万円 (87百万円)	7名 (5名)	148百万円 (82百万円)	21名 (10名)	637百万円 (169百万円)
業績連動賞与	8名	320百万円	-	-	8名	320百万円
業績連動型株式報酬	8名	111百万円	-	-	8名	111百万円
譲渡制限付株式報酬	9名	150百万円	-	-	9名	150百万円

- (注) 1. 上記のうち、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬については、2020年4月23日開催の第69回定時株主総会終結の日をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)、社外監査役1名を含んでおります。
2. 基本報酬は、取締役の報酬等は1994年4月27日開催の第43回定時株主総会決議(月額4,300万円以内)に、監査役の報酬等は2018年4月26日開催の第67回定時株主総会決議(月額1,500万円以内)に、それぞれ基づくものであります。
3. 業績連動賞与は、2020年4月23日開催の第69回定時株主総会決議(連結経常利益の0.18%以内。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益が1,000億円以上)に基づき、当事業年度に費用計上した額であります。
4. 業績連動型株式報酬は、2020年4月23日開催の第69回定時株主総会決議(「確定基準株式ユニット数上限年270,000株×交付時簿価」以内、かつ年135,000株以内)に基づき、当事業年度に費用計上した額であります。
5. 譲渡制限付株式報酬は、2019年4月25日開催の第68回定時株主総会決議(年額9,000万円以内、かつ普通株式年90,000株以内)及び、2020年4月23日開催の第69回定時株主総会決議(年額1億8,000万円以内、かつ普通株式年180,000株以内)に基づくものであります。

③ 社外役員に関する事項

・当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	涌井 史郎	取締役会は13回全てに出席し、環境関連事業等に関する豊富な知識・経験及び大学教授や他の会社の役員としての幅広い知見に基づく発言を適宜行っております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、後継者計画及び報酬ガバナンスの強化に貢献いただいております。
取締役	吉丸 由紀子	取締役会は13回全てに出席し、国内外企業役員としてのマネジメント経験、人材マネジメント及びダイバーシティ分野における豊富な知識・経験に基づく発言を適宜行っております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員長として、後継者計画及び報酬ガバナンスの強化に貢献いただいております。
取締役	北沢 利文	取締役会は9回全てに出席し、経営者としての豊富な実績と経験、グローバル事業やリスク管理等に関する幅広い知識・経験に基づく発言を適宜行っております。
取締役	田中 聡	取締役会は9回全てに出席し、国内外でのマネジメント経験、エネルギーやコンシューマーサービス分野における知識・経験に基づく発言を適宜行っております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、後継者計画及び報酬ガバナンスの強化に貢献いただいております。
監査役	小林 敬	取締役会は13回全てに、監査役会も14回全てにそれぞれ出席し、検事・弁護士としての専門的知見・豊富な経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役	榎村 久子	取締役会は13回全てに、監査役会も14回全てにそれぞれ出席し、環境学・社会学等に関する豊富な知識・経験及び大学教授や他の会社の監査役としての経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役	鶴田 龍一	取締役会は13回中12回に、監査役会は14回全てにそれぞれ出席し、財務・会計、ディスクロージャー、監査、海外事業等に関する豊富な知識・経験及び他の会社の監査役としての経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役	和田 頼知	取締役会は9回全てに、監査役会も9回全てにそれぞれ出席し、公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見及び他の会社の社外役員としての知識・経験に基づく発言を適宜行っております。

・責任限定契約の内容の概要

社外取締役または社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を社外役員全員と締結しております。

・重要な兼職先と当社との関係

取締役 北沢利文氏は(株)三菱UFJ銀行の社外取締役 監査等委員です。(株)三菱UFJ銀行は当社の大株主であり、主要な借入先です。その他前記「(2) 会社役員の状況 ①取締役及び監査役の氏名等 (注) 8」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区分	金額 (百万円)
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	171
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	239

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、(株)鴻池組及び海外子会社については、他の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「E S G経営の推進に関する助言業務」等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の企業理念を実践し、法令、定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、企業行動指針ならびに企業倫理要項を定め、海外子会社を含む当社グループ（当社及び当社の連結子会社をいう。）の全役員への浸透に努める。
- (2) 研修を定期的実施し、職務を執行する当社の取締役及び執行役員による法令、定款その他企業倫理の遵守の徹底を図る。
- (3) 当社監査役は、法令及び社内規則に基づき、当社の取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- (4) 当社取締役会は、当社の取締役及び執行役員について、職務の執行を監督するとともに、選解任等の人事及び報酬等の決定にあたっては、過半数を社外取締役で構成する人事・報酬諮問委員会の審議結果を尊重し、その公正性と透明性を確保する。
- (5) 当社取締役会は、社外の有識者も委員に加わった E S G 推進委員会を設置し、持続可能な社会の構築への貢献を目指し、E S G 経営を推進する。

2. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役及び執行役員は、職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、当社の取締役及び監査役等が必要に応じて閲覧可能な状態で、関連資料とともに保存及び管理する。

- ① 株主総会、取締役会、経営会議その他の重要会議に関する議事録
- ② 当社の取締役及び執行役員が職務執行に関して決裁した重要な文書（稟議書等）
- ③ その他当社の取締役及び執行役員の職務執行に関する重要な文書

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

- (1) 当社取締役会は、当社及び当社子会社におけるリスク管理体制の構築及び運用の状況について、諮問機関であるリスク管理委員会を通じて監督する。
- (2) 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生したときの危機管理体制について、対応マニュアルを整備する等、役員への周知徹底を図る。
- (3) 当社取締役会は、情報資産を安全に保護・管理し、当社グループのお客様をはじめとしたステークホルダーからの信頼に応えるため、情報セキュリティポリシーを定め、適切な情報資産の管理体制を構築する。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定が中心的な役割であるとの認識に立ち、個別の業務執行に関する意思決定は、可能な限り当社の取締役及び執行役員に委任する。
- (2) 重要案件については、当社及び当社子会社の取締役会決議または稟議決裁に先立ち、当社経営会議において活発な意見交換を行い、適正な意思決定を図る。
- (3) 稟議決裁に関して、審査の実効性及び迅速な意思決定機能を備えたルール・運用を図る。
- (4) 職務分掌を社内規則に定め、権限と責任を明確にする。

5. 当社使用人及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業理念、企業行動指針及び企業倫理要項を掲載した小冊子を配布（電磁的な方法を含む。）し、その周知・遵守を図る。
- (2) 研修を定期的実施し、法令、定款その他企業倫理の遵守の徹底を図る。
- (3) 当社及び当社子会社の内部監査部門は、定期的に当社及び当社子会社の業務監査を実施する。

- (4) 当社及び当社子会社の役職員に加え、継続的取引関係にある協力工事店・取引先の役職員からの相談を社内外の窓口で受け付ける内部通報制度を整備する。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社関連企業部は、当社子会社に対し、経営状況及び重要な職務執行に関する報告を求める。また、当社専門部署は管轄する事項について当社子会社に対して、適宜、報告を求める。
- (2) 当社子会社は、当社から派遣された取締役または監査役を通して、経営状況及び重要な職務執行に関する報告を行う。
- (3) 当社子会社は、緊急事態が生じた場合、速やかに当社への報告を行う。

7. 当社監査役職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社取締役からの独立性等に関する事項

- (1) 当社は、当社監査役職務を補助する監査役室を設置し、専任者を含む使用人を複数名配置する。
- (2) 監査役室に配置する使用人の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。
- (3) 監査役室に兼任として配置された使用人には、監査役室での業務に関して所属部署の指揮命令が及ばないこととし、その人事上の処分については監査役の意見を尊重する等、独立性を確保する。

8. 当社監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び執行役員は、当社監査役が出席する当社取締役会その他の重要会議において、担当する職務の執行状況を随時報告する。
- (2) 当社の取締役、執行役員及び使用人は、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに当社監査役に報告する。
- (3) 当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の内部通報がなされた場合、内部通報制度の事務局は直ちに当社監査役に報告する。
- (4) 当社及び当社子会社は、前2号の報告または内部通報をした者に対して、当該報告または当該内部通報を理由として不利な取り扱いを行わない。
- (5) 当社は、稟議書、取締役会等の重要会議の議事録、内部監査部門が作成する監査報告書、その他監査役の監査業務に係わる重要書類については、当社監査役に回付する。

9. 当社監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役よりの、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求については、職務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、速やかに処理を行う。

10. その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役と内部監査部門は意見交換を密にして堅密な連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。
- (2) 当社の監査役と会計監査人は定期的に会合をもち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組み

- ・企業理念・行動規範、積水ハウスグループ企業行動指針・企業倫理要項を掲載した小冊子を当社及び当社子会社の役職員に配布（電磁的方法を含む）し、周知・遵守を図っております。
- ・当社及び当社子会社の役職員を対象としたコンプライアンス及びリスク管理に関する研修を定期的実施しております。
- ・リスク管理委員会は、重点リスクテーマを抽出し、各部門におけるリスク管理体制の整備状況の集約・検証及び必要な助言を行っており、その活動内容については取締役会に報告しております。当該事業年度においては、リスク管理委員会を10回開催致しました。
- ・社内・社外の窓口にて相談を受け付ける内部通報制度として、積水ハウスグループ企業倫理ヘルプライン、積水ハウスグループ取引先企業倫理ヘルプライン及び海外子会社を対象とした積水ハウスグローバルヘルプラインを設置しております。

(2) 職務の執行の効率性の確保に関する取り組み

- ・当社は業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るべく、執行役員制を導入しております。
- ・取締役会は原則月1回開催し、当事業年度においては、取締役会を13回開催致しました。
- ・重要案件については、取締役会決議または稟議決裁に先立ち、経営会議において、活発な意見交換を行い、適正な意思決定を図っております。当事業年度においては、経営会議を8回開催致しました。

(3) 当社グループの業務の適正性の確保に関する取り組み

- ・当社関連企業部は、各子会社の業務執行状況について、随時または定期的に報告を求めるほか、各部門と連携して業務基準の整備等を進めております。
- ・当社各部門が各担当業務に応じて子会社の業務を指導、監督するほか、一部の子会社については、当社から取締役、監査役を派遣し、業務執行を監督、監査を行っております。

(4) 監査役監査の実施

- ・監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役、執行役員、主要な事業所長及び子会社取締役等に対し、担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを計画的に実施し、事業所の実査を必要に応じて実施しております。
- ・監査役は内部監査部門と意見交換を密にして堅密な連携を保つとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力しております。
- ・監査役の職務を補助する体制として、監査役室を設置し、専任者を含む補助すべき使用人を複数名選任し、監査役会の事務局運営や監査役の報告の徴求等監査役の職務遂行に必要な事項を補助しております。

(注) 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人間愛」を根本哲学とし、「真実・信頼」、「最高の品質と技術」、「人間性豊かな住まいと環境の創造」を掲げる企業理念に則り、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けています。当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの信頼を得ながら持続的に企業価値を向上させるため、コーポレートガバナンスの実効性を高め、その体制を構築し、迅速かつ誠実な経営に取り組みます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定めた「コーポレートガバナンス基本方針」をステークホルダーに公表しています。

積水ハウスグループは2018年を「ガバナンス改革元年」と位置付け、その具体策として掲げた「コーポレートガバナンス体制の強化に向けた6つの項目」を始め、長期的かつ持続的な企業価値向上に向けてレジリエントな経営基盤を構築すべく、各々の施策を着実に実行しています。

当社取締役会は、コーポレートガバナンスをさらに深化・充実させるため、本基本方針を継続的かつ定期的に見直し、検証を行います。

2 取締役会

取締役会は、社外取締役4名（男性3名・女性1名）を含む12名で構成し、原則月1回開催しています。中長期的な企業価値向上のため、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行の意思決定を行うとともに、取締役・執行役員の監督・評価、内部統制やリスク管理体制など経営の健全性確保のための体制整備等をその責務とします。

また、建設的な意見交換を促進するために、取締役会議長と招集権者を兼務しないことを原則とし、取締役会議長は副会長（稲垣 士郎）が、招集権者は社長（仲井 嘉浩）が務めています。

その他、社外取締役の職務を補助する体制として、取締役室を設置し、複数名の従業員を配置しています。

3 監査役会

監査役会は、社外監査役4名（男性3名・女性1名）を含む6名で構成しています。監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役、執行役員、主要な事業所長及び子会社取締役等に対し、担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを計画的に実施し、事業所の実査を必要に応じて実施しています。また、監査役は内部監査部門と意見交換を密にして十分に連携するとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力しています。

その他、監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を設置し、専任者を含む複数名の従業員を配置しています。

4 人事・報酬諮問委員会

取締役会の諮問機関として、公正性及び透明性を確保する目的のため、取締役・執行役員の人事や報酬に関し、取締役会に意見を述べます。

独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役としており、現在の構成は代表取締役2名、独立社外取締役3名であり、委員長は吉丸由紀子氏が務めています。

5 ESG推進委員会

当社は、「[わが家]を世界一幸せな場所にする」をグローバルビジョンとして掲げ、ビジョンの達成のために「ESG（環境・社会・ガバナンス）経営のリーディングカンパニー」を目指しています。

ESG推進委員会は、専門的な知見を有する2名以上の社外委員、社内取締役、執行役員及び職責者等で構成し、ESG経営の取り組みの進捗と課題等についての意見交換を通じて実効性を高めています。

また、ESG経営推進本部を設置し、ESG推進委員会での議論を踏まえ、当社内及び国内外のグループ会社と連携の上、ESG経営のさらなる推進を図っています。取り組み内容については、統合報告書及びサステナビリティレポート（持続可能性報告書）を毎年発行し、開示を行います。

6 経営会議

重要な投資案件、グループ全体の経営方針及び経営戦略・経営計画の策定等の重要案件について、取締役会の決議または稟議決裁に先立ち、経営方針・経営戦略との整合性等の観点から活発な意見交換を行う審議機関を設けることにより、重要な業務執行の適正な意思決定に資することを目的として設置しています。

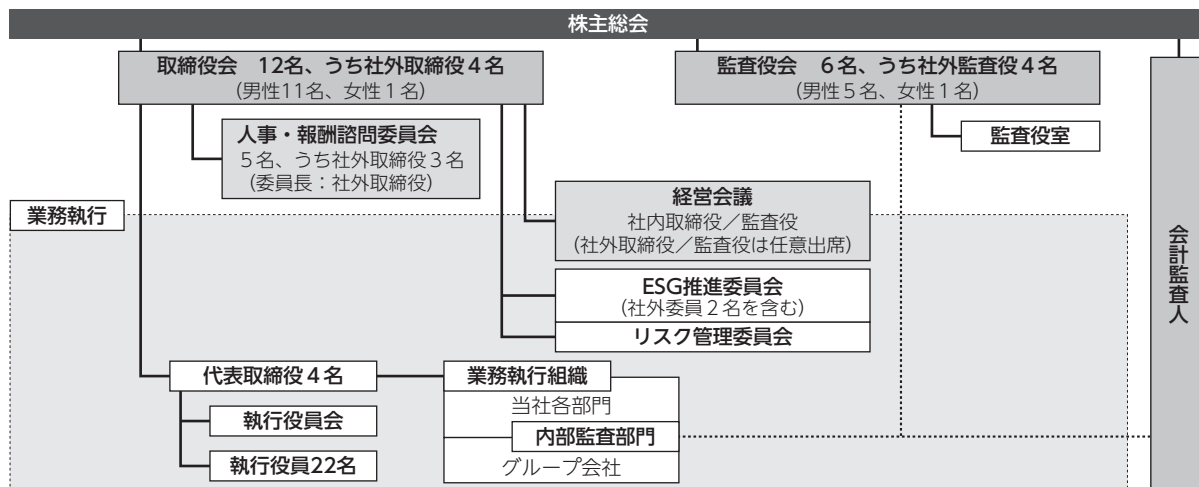
社内取締役及び常勤監査役を出席者とし、社外取締役または社外監査役は、希望する場合、出席することができます。

7 リスク管理委員会

委員長は副社長（内田 隆）が務め、取締役会の諮問機関として、リスク管理体制の適切な構築や、その運用状況における実効性の確保を目的として、リスク管理体制の整備に関し、取締役会に意見を述べます。

主要テーマとして「ガバナンス」「人事・労務管理」「コンプライアンス」「品質管理」「セキュリティ」「BCP」を掲げて主管部署のモニタリング等を実施し、各部門における国内外を含めたグループ全体のリスク管理体制の整備状況を把握し、検証を行っています。

コーポレートガバナンス体制（2021年1月31日現在）



政策保有株式に関する基本的な方針

- ①当社は、取引先との安定的な関係維持・強化を通じた当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合を除き、政策保有株式を保有しないものとします。また、政策保有株主との間の取引に関しては、取引の経済的合理性を十分に検証して、継続するか否かを判断するものとします。
- ②政策保有株式については、資本・資産効率向上の観点から必要最小限の保有を基本とし、保有の妥当性について、毎年、取締役会において検証するものとします。取締役会では、個別銘柄毎に保有目的やリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性等を総合的に検証し、検証の結果、継続して保有する意義が薄れた銘柄については、市場環境等を考慮の上、売却を進めます。また、保有の妥当性が認められる銘柄についても、当社の資本政策や市場環境等を考慮の上、全部または一部を売却することがあります。
- ③政策保有株式に関する取締役会での検証の概要は、コーポレートガバナンスに関する報告書等で適切に開示を行います。
- ④当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合は、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行いません。

<政策保有株式に関する検証の概要>

当社は、2020年7月開催の取締役会にて、政策保有株式として保有する全上場株式（積水ハウス・リート投資法人及び持分法適用会社を除く32銘柄）を対象として、保有状況、リスク・リターン（株価乖離率、配当利回り、格付等）及び取引の重要性を踏まえ、総合的な保有意義の検証を行いました。検証結果に基づき、8銘柄の全株式及び1銘柄の一部株式を2021年1月末までに売却しました。

連結貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	(2,625,861)
流動資産	1,780,711
現金預金	600,284
受取手形・完成工事未収入金	144,253
未成工事支出金	16,451
分譲建物	341,721
分譲土地	495,950
未成分譲土地	86,290
その他のたな卸資産	7,333
その他	89,500
貸倒引当金	△1,073
固定資産	845,150
有形固定資産	535,393
建物及び構築物	186,720
機械装置及び運搬具	9,061
工具、器具及び備品	7,161
土地	287,307
リース資産	2,625
建設仮勘定	42,516
無形固定資産	19,727
のれん	1,575
工業所有権	105
借地権	4,172
ソフトウェア	13,327
電話加入権	320
施設利用権	168
その他	57
投資その他の資産	290,029
投資有価証券	180,570
長期貸付金	18,952
退職給付に係る資産	1,381
繰延税金資産	24,597
その他	65,026
貸倒引当金	△498
資産合計	2,625,861

科目	金額
(負債の部)	(1,256,974)
流動負債	835,763
支払手形・工事未払金	104,972
電子記録債務	97,780
短期借入金	166,019
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	56,520
未払法人税等	29,704
未成工事受入金	208,750
賞与引当金	26,105
役員賞与引当金	1,258
完成工事補償引当金	3,164
その他	111,485
固定負債	421,211
社債	170,000
長期借入金	132,665
長期預り敷金保証金	59,169
繰延税金負債	364
役員退職慰労引当金	857
退職給付に係る負債	43,011
その他	15,142
(純資産の部)	(1,368,887)
株主資本	1,294,682
資本金	202,591
資本剰余金	258,989
利益剰余金	839,985
自己株式	△6,883
その他の包括利益累計額	31,852
その他有価証券評価差額金	40,174
繰延ヘッジ損益	△45
為替換算調整勘定	2,355
退職給付に係る調整累計額	△10,631
新株予約権	508
非支配株主持分	41,842
負債及び純資産合計	2,625,861

連結損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		2,446,904
売上原価		1,973,393
売上総利益		473,511
販売費及び一般管理費		286,992
営業利益		186,519
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,939	
持分法による投資利益	619	
雑収入	3,308	8,867
営業外費用		
支払利息	2,769	
雑支出	7,919	10,688
経常利益		184,697
特別利益		
投資有価証券売却益	3,594	3,594
特別損失		
固定資産除売却損	1,319	
新型コロナウイルス感染症による損失	615	
投資有価証券評価損	490	
減損損失	356	
投資有価証券売却損	16	2,798
税金等調整前当期純利益		185,494
法人税、住民税及び事業税	57,091	
法人税等調整額	△1,021	56,070
当期純利益		129,423
非支配株主に帰属する当期純利益		5,881
親会社株主に帰属する当期純利益		123,542

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	202,591	258,994	786,591	△13,668	1,234,509
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△58,726	—	△58,726
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	123,542	—	123,542
自己株式の取得	—	—	—	△5,010	△5,010
自己株式の処分	—	—	△99	472	373
自己株式の消却	—	—	△11,323	11,323	—
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	△3	—	—	△3
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	△1	—	—	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△4	53,393	6,784	60,173
当期末残高	202,591	258,989	839,985	△6,883	1,294,682

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	39,894	△60	11,174	△19,322	31,686	609	40,044	1,306,850
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△58,726
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	123,542
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△5,010
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	373
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	△3
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	279	14	△8,819	8,691	165	△100	1,797	1,863
連結会計年度中の変動額合計	279	14	△8,819	8,691	165	△100	1,797	62,036
当期末残高	40,174	△45	2,355	△10,631	31,852	508	41,842	1,368,887

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額 (1,602,411)
流動資産	569,791
現金預金	249,597
受取手形	152
完成工事未収入金	29,924
不動産事業未収入金	2,846
未成工事支出金	2,244
分譲建物	53,333
分譲土地	163,149
未成分譲土地	30,384
半製品及び仕掛品	3,468
原材料及び貯蔵品	2,956
前渡金	673
前払費用	6,970
短期貸付金	5,233
未収入金	12,623
その他	6,948
貸倒引当金	△715
固定資産	1,032,620
有形固定資産	392,175
建物	95,749
構築物	3,504
機械及び装置	6,285
車輛及び運搬具	55
工具、器具及び備品	3,826
土地	243,266
リース資産	1,022
建設仮勘定	38,465
無形固定資産	14,054
工業所有権	17
借地権	1,608
ソフトウェア	12,238
リース資産	38
施設利用権	40
電話加入権	111
投資その他の資産	626,390
投資有価証券	93,875
関係会社株式	453,674
その他の関係会社有価証券	18,770
長期貸付金	27,026
敷金及び保証金	19,806
長期前払費用	879
前払年金費用	44
繰延税金資産	7,401
その他	11,003
貸倒引当金	△6,092
資産合計	1,602,411

科目 (負債の部)	金額 (727,304)
流動負債	517,572
支払手形	4,526
電子記録債務	53,662
買掛金	16,608
工事未払金	35,605
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	25,000
リース債務	370
未払金	3,096
未払費用	13,091
未払法人税等	13,321
未払消費税等	11,075
未成工事受入金	71,273
前受金	11,309
預り金	208,136
賞与引当金	16,576
役員賞与引当金	320
完成工事補償引当金	2,387
資産除去債務	700
その他	510
固定負債	209,731
社債	170,000
リース債務	796
長期預り敷金保証金	13,661
退職給付引当金	20,501
資産除去債務	810
その他	3,961
(純資産の部)	(875,107)
株主資本	833,972
資本金	202,591
資本剰余金	258,344
資本準備金	258,344
利益剰余金	379,750
利益準備金	23,128
その他利益剰余金	356,621
配当準備積立金	18,000
別途積立金	260,800
繰越利益剰余金	77,821
自己株式	△6,713
評価・換算差額等	40,626
その他有価証券評価差額金	40,626
新株予約権	508
負債及び純資産合計	1,602,411

損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	860,068	
不動産事業売上高	195,237	1,055,305
売上原価		
完成工事原価	673,149	
不動産事業売上原価	158,980	832,130
売上総利益		
完成工事総利益	186,918	
不動産事業総利益	36,256	223,175
販売費及び一般管理費		161,214
営業利益		61,961
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,593	
雑収入	2,976	34,570
営業外費用		
支払利息	60	
社債利息	1,066	
関係会社事業損失	2,738	
雑支出	4,251	8,117
経常利益		88,414
特別利益		
投資有価証券売却益	3,574	3,574
特別損失		
関係会社株式評価損	2,886	
固定資産除売却損	887	
新型コロナウイルス感染症による損失	336	
減損損失	43	
投資有価証券売却損	9	4,163
税引前当期純利益		87,825
法人税、住民税及び事業税	18,334	
法人税等調整額	△510	17,824
当期純利益		70,001

株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				配当準備積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	202,591	258,344	258,344	23,128	18,000	170	270,800	67,798	379,897
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△58,726	△58,726
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	△170	-	170	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	70,001	70,001
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△99	△99
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	△11,323	△11,323
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△10,000	10,000	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△170	△10,000	10,023	△147
当期末残高	202,591	258,344	258,344	23,128	18,000	-	260,800	77,821	379,750

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△13,487	827,346	39,326	39,326	609	867,282
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	△58,726	-	-	-	△58,726
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	70,001	-	-	-	70,001
自己株式の取得	△5,010	△5,010	-	-	-	△5,010
自己株式の処分	461	362	-	-	-	362
自己株式の消却	11,323	-	-	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	1,299	1,299	△100	1,198
事業年度中の変動額合計	6,774	6,626	1,299	1,299	△100	7,825
当期末残高	△6,713	833,972	40,626	40,626	508	875,107

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年3月11日

積水ハウス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市 之 瀬 申 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水ハウス株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水ハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年3月11日

積水ハウス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市 之 瀬 申 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水ハウス株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月18日

積水ハウス株式会社 監査役会

常任監査役	岩	田	晴	幸	Ⓞ
常任監査役	山	田	寿	夫	Ⓞ
監査役	小	林		敬	Ⓞ
監査役	榎	村	久	子	Ⓞ
監査役	鶴	田	龍	一	Ⓞ
監査役	和	田	頼	知	Ⓞ

以上

会場ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます

ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム 大阪市北区大淀中一丁目1番20号

※ ローズルームが満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



交通機関のご案内

- 【JR大阪駅】 中央北口より 徒歩15分
- 【阪急大阪梅田駅】 茶屋町口より 徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】 5番出口より 徒歩15分

新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力のお願い

■株主様へのお願い

- ・議決権の行使は、書面またはインターネットによっても可能です。できる限り、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
(詳細は、招集ご通知2頁及び3頁をご参照ください。)
- ・株主総会へご出席予定の株主様は、当日までの健康状態にご留意いただき、風邪症状がある方等体調不良の方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液の使用にご協力ください。

■当社の対応

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場内各所に消毒液を設置させていただきます。
- ・施設入場券（空中庭園展望台及び絹谷幸二天空美術館）の配布及びお飲み物の提供はございません。
- ・株主様のお席は間隔をあけて配置するため、席数が大幅に減少致します。
- ・当社カタログ等の展示コーナーは、設けません。

株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載致しますので、ご確認ください。

<https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>

